

地域における権利擁護の支援体制に係る ワーキング・グループ（WG 2）	
令和 8 年 9 月 17 日	資料 3 - 2

ワーキング・グループ 2 の第 1 回における主な意見一覧

注：事務局において要約したものであるため、正確な発言内容については議事録を参照願います。

議題 1 地域権利擁護相談支援センターの整備・コーディネート機能の強化

- 中核機関未整備自治体では、民法改正後の新旧制度併存により設置のハードルがこれまでよりも高まるおそれがある。未整備自治体が抱える不安や実務課題を把握し、設置促進策を検討するとともに、都道府県による支援機能の強化が必要である。
- コーディネーターの役割、権限、組織上の位置付け、人員配置及び財源を明確化する必要がある。
- 中核機関は個別相談だけでなく地域全体のネットワーク形成と調整役を担うべきである。一方で、体制が不足している主体に対しては財政面も含めて支援が必要である。
- 広域で設置している中核機関について、広域機関と市町村の役割分担を整理する必要がある。例えば、研修や市民後見人養成等は広域実施、身近な相談支援は市町村実施など機能分担を検討すべきである。
- 中核機関未設置自治体であり、当該自治体で設置が難しい状況だとしても、必要な機能が果たせるような体制を自治体の中に構築することを目指すべきである。
- 相談支援の取組は全国的に進んでいるが、入り口の相談支援の重要性を鑑みて、これからも推進すべきである。
- 地域権利擁護相談支援センターに対する評価を行うに当たっては、意思決定支援が本人に届いているか等の質や、事務の向上に努めることを重視すべきである。
- 苦情への対応状況や改善への反映状況を評価対象とすべきである。また、当事者の参画を重視すべきである。当事者や家族について、協議会で意見の収集を行い、支援の質を向上させてほしい。
- 意思決定支援の浸透状況、当事者参画・協働の状況を評価項目に位置付けるべきである。

- 設置済みの中核機関においては、相談支援からチーム形成支援・自立支援へ展開することが課題である。特に中山間地域において、人材と予算の確保が必要である。
- 小規模自治体ではチーム形成支援やモニタリングまで担う人材が不足している。
- 成年後見制度利用件数ではなく、本人の意向を踏まえた支援であったか、本人参画がなされたかという質で評価すべきである。
- 成年後見制度につながらなかった事例も、適切な支援として評価すべきである。
- センターは成年後見制度の入口ではなく、多様な支援を調整する機関として位置付けるべきである。
- 制度利用前後を通じた伴走支援、意思決定支援、モニタリング等を一体的に担うことが期待される。
- 協議会の評価については、①協議会評価の仕組みの在り方そのもの②仕組みの活用状況③本人主体の体制となっているか、の流れで質を評価すべきである。
- 地域権利擁護相談支援センターの意思決定支援機能の強化を図るべきである。当事者の参画・協働は、意思決定サポーターの目線理解や実際の意思決定支援にも資するのではないか。

議題２ 地域の実情に応じた多様な主体との連携強化

- 障害福祉分野の基幹相談支援センター等は地域連携ネットワークに積極的に参画すべきであり、今回の改正を障害福祉分野の相談支援の在り方を発展させる契機とすべきである。
- 民間事業者による死後事務や身元保証等の支援や、金融機関を含めて、地域全体の支援体制を整理する必要がある。地域権利擁護相談支援センターは、多様な支援主体を把握し、つなぐハブ機能を担うべきである。
- 中核機関と家庭裁判所との顔の見える関係づくりは進展しており、更なる連携が重要である。
- 家庭裁判所、専門職団体、法人後見団体等との個別事案における情報共有の在り方を具体化すべきである。
- 言葉だけ、体裁だけの連携に終始することにならないよう、連携やネットワークの実質的な内容を明確化し、本人の権利擁護につながる連携の在り方を検討すべきである。

- 身寄りのない人への支援について、身元保証がないと入院入所できない等のケースは現実問題として存在している。医療機関や施設も含めて検討する必要がある。
- 家庭裁判所との「適時・適切な双方向の情報共有」が示すものを精査すべきである。双方が必要としている情報をリストアップして整理することで、各地域における具体的な連携の在り方が示されるのではないかな。
- 中核機関の法定化や照会制度によって何が変わるのか、具体的に周知すべきである。
- 金融機関との連携は制度周知で止まっているように見受けられる。制度改正後、「終われる後見」となって本人が地域で生活する際の支援を見据え、関連する商品やサービスの用意等が進められるよう、もう一步踏み込んだ周知が必要である。
- 金融機関と制度改正後の金融取引や代理契約の活用を共同で検討することが重要である。
- 家庭裁判所との連携のために、「顔の見える関係」や互いの役割・限界を理解する場が必要である。
- 協議会は構成員が集まるだけでなく、具体的テーマを設定して実質化すべきである。
- 協議会が形式的なものになっているケースが見受けられる。協議会に評価機能を導入し、改善サイクルを構築すべきである。
- 各機関・団体を評価することで、地域の目詰まりや役割分担の不足を確認・解消することができる。
- 金融機関との連携に課題を感じている。一つは、日々の金融取引の実務上の課題として、厳格さと円滑さをどう整理するか。もう一つは、金融機関に地域連携ネットワークに参加してもらい、どう連携していくか。また、オンライン上の金融取引について、不正利用や消費者被害をどう防止していくかも課題と認識。

議題3 民法等改正法の施行後における地域連携ネットワークの機能

- 地域連携ネットワークの3機能について、支援の継続性・つながりの観点で機能での分断がされないことが重要である。「終われる後見」になることに対応するに当たっては、制度利用終了後新たな独立場面として新機能を検討するより、相談支援へ戻る循環性を強調することが重要である。
- 支援者側のみならず、本人の立場からも支援プロセスを理解できるよう整理すべきである。

- 後見利用終了後の方への金融機関等における戸惑いへの対応として、制度利用終了後の金融取引や関係機関の対応について指針を整備する必要がある。
- 制度利用終了後の支援は既存の三機能の中で具体化する方法も考えられる。例えば相談の部分に終了後の再相談の場面を加える、自立支援・形成支援の部分に繋ぎの役割を追加する等。
- 後見人等が担っていた役割を地域へ引き継ぐ視点が必要である。
- 3機能を成年後見制度ありきのものではなく、制度の利用有無を問わない、権利擁護支援全体の中のものとして位置付けるべきである。
- 当事者の理解が伴うことが重要である。本人を支援対象ではなく支援プロセスの参加者として明確化すべきである。意見を言うことなど、当事者が役割を持ってチームに参画することを想定できるとよい。
- 特に小規模自治体や中山間地域に向けて、終了後支援を担うための財政支援が必要である。
- 権利擁護がすなわち制度利用ということではなく、包括的に考える必要がある。その意味で、重層的支援体制整備事業等との一体的推進が必要である。地域権利擁護相談支援センターが全ての役割を担うのではなく、センターを中心に様々な会議体をどう繋げていくか、組み合わせていくかが重要であり、その周知も必要である。
- 実際に終われる制度とするためには終了後の地域の受皿整備が不可欠である。
- 地域権利擁護相談支援センターは地域に権利擁護支援を浸透させる旗振り役を担うべきであり、それを各センター職員の意識として浸透させることが必要である。
- センター職員が専門性とやりがいを発揮できる研修・支援体制を整える必要がある。
- 今回の法改正について、行政担当者に対する相談窓口の設置といった支援も必要である。
- 省庁の周知・広報が上手く届いていないようである。
- AI の活用を検討すべきである。